

# High School Human Rights

(高校人権教育通信 第18号) 平成29年(2017年)1月12日

発行 長野県教育委員会事務局 心の支援課

発行人 原 良通 (心の支援課長)

mail kokoro@pref.nagano.lg.jp

## 「個別的な人権課題」に関する最新の動向を紹介します

文部科学省は、人権教育の指導方法等に関する調査研究会に委託してまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を、平成20年3月に公表しました。これは、文部科学省が人権教育の指導方法等の在り方を具体的に示したものであり、これからの人権教育のよりどころとなるものです。そこでは「実践編 個別的な人権課題に対する取組」として、国として取り組む個別的な人権課題を示しています。



今年度は、「個別的な人権課題」についての新たな動きがありました。いくつかの項目について、その概要を紹介します。(見出し枠内の単語は「個別的な人権課題」の項目です)

### 障害者

「障害者差別解消法」(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が平成28年4月1日に施行されました。

この法律は、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

詳しくは、障害者差別解消法リーフレット(内閣府)

([http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html))をご覧ください。



### 同和問題

「部落差別解消推進法」(部落差別の解消の推進に関する法律)が平成28年12月16日に施行されました。

この法律は、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。部落差別は許されないものであるとの認識のもと、平成28年12月9日に成立しました。

国及び地方公共団体に対し、部落差別の解消に関する施策として相談体制の充実や教育啓発の推進を求めています。

詳しくは、パンフレット「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」(法務省)

(<http://www.moj.go.jp/content/001211074.pdf>)をご覧ください。



## 外国人

「ヘイトスピーチ対策法」(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が平成28年6月3日に施行されました。



近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。平成26年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び同年8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、日本国政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されています。

このような情勢の中、この法律は国会において平成28年5月24日に成立しました。

詳しくは、「ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動」(法務省)

([http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html))をご覧ください。

ある高校の人権教育担当の先生のお話です。

ヘイトスピーチ規制をめぐっては政治的、社会的にさまざまな論点や主張があります。

わたしたちには基本的人権の尊重、人権擁護の立場に立って関心を持ち、あらゆる差別を許さない態度が求められています。

あらゆる差別をこころの問題としてとらえつつ、日本国憲法の理念にそった公正な社会を実現する不断の努力が求められているといえるのではないのでしょうか。



## 性同一性障害

文部科学省は、平成28年4月1日に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」を作成し、全学校へ配布しました。

性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが求められています。

さらに、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄(やゆ)したりしないこと等が大切になります。

詳しくは、文部科学省の発表資料

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/1369211.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm))をご覧ください。

困難な状況にある子どもたちに寄り添いながら、ともに悩み、考え、支える姿勢や取組について、今一度、振り返ることが必要ではないのでしょうか。

これからの学校・学級づくりにおいても、この精神をいかしていくことが求められています。



○「High School Human Rights」は、県教委ホームページに掲載しています。ご活用ください。

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/jinken/gakko/jinkentsusin.html>)

○新しい年になりました。本年もどうぞよろしくお願い致します。